

議案第66号

木津川市行政地域設置条例の一部改正について

木津川市行政地域設置条例（平成21年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」の公布により「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、非常勤特別職の任用が厳格化されたことから、地域長等の身分を見直すなど、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市行政地域設置条例の一部を改正する条例（案）

木津川市行政地域設置条例（平成21年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第6条の見出しを「（地域長等の謝礼金）」に改め、同条中「報酬」を「謝礼金」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第8条 地域長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料（議案第66号）

木津川市行政地域設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条（略） （地域長及び副地域長）	第1条（略） （地域長及び副地域長）
第2条（略）	第2条（略） <u>2 地域長等は、木津川市非常勤特別職とする。</u>
<u>2～4</u> （略）	<u>3～5</u> （略）
第3条～第5条（略） （地域長等の <u>謝礼金</u> ）	第3条～第5条（略） （地域長等の <u>報酬</u> ）
第6条 地域長等の <u>謝礼金</u> の額は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） 2 地域長等が同一会計年度中に交代したときの <u>謝礼金</u> は、在任期間に基づいて日割り計算した額とする。	第6条 地域長等の <u>報酬</u> の額は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） 2 地域長等が同一会計年度中に交代したときの <u>報酬</u> は、在任期間に基づいて日割り計算した額とする。
第7条（略） <u>（守秘義務）</u>	第7条（略）
第8条 <u>地域長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u>	第8条（略）
第9条（略）	

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第66号 木津川市行政地域設置条例の一部改正について	
担 当 課	総務課 庶務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の公布により地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、非常勤特別職の任用が厳格化されたことから、地域長等の身分を見直すなど、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月17日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 ・令和元年9月4日(及び11月1日) 地域長会役員会において法改正の概要を説明 ・令和元年10月16日 調整会議に付議 ・令和元年11月12日 地域長会議において報告 ・令和元年11月14日 政策会議に付議 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり
	政策分野	7 協働
	施 策	② 地域コミュニティ ア. 自治会など地域コミュニティの活性化
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(年度) 地域長等66名分の災害補償保険料：約235千円/年	
将来にわたる効果及び経費の状況	年間の経費としては、地域長等66名分の災害補償保険料約235千円です。	